

平成 27 年度 守山市立図書館『本の森』改築基本設計・実施設計業務 公募型プロポーザル実施要項

1 事業の目的について

守山市立図書館は、昭和 53 年に滋賀県内の公立図書館として戦後最初に建てられ、また、他に先駆けコンピューターシステムを導入した先進的な図書館として開館した。当初は約 600 m²の 2 階建てであったが、規模的・機能的にさらに充実したものを望む市民の声が高まり、平成元年に増改築し、現在の約 2,700 m²、3 階建てとなった。

また、平成 21 年度には耐震補強および改修工事を実施するとともに、親子で絵本に親しめる「おはなしコーナー」を設置し、安心して快適な施設整備を進めてきた。開館以来の貸し出し冊数が現在約 1,300 万冊を超え多くの市民の利用があるなか、豊かな暮らしに役立つ図書館づくりを進めているところである。

しかし、開館当初に比べ人口が増加し、市民のニーズも多種多様となり、近隣市に大規模かつ機能的な図書館が建てられるなか、開架・閉架スペースが不足し、くつろいで本を読む空間が少ないなど、時勢的・機能的にも課題がでてきている。そのため、これらの問題等を解消するため改築を行うものである。

2 プロポーザル方式の種別および採用理由について

現行の図書館における問題等の解決にあたっては、柔軟な発想と高い技術力を要するため、守山市立図書館改築にかかる基本設計および実施設計については、多くの参加者から本市が求める図書館の整備に対する考え方や取組み体制等に関する提案を公募し、経験と実績に基づく創造力と技術力を有する最も適切な設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

3 委託業務概要について

(1) 業務の概要

ア 業務名 守山市立図書館『本の森』改築基本設計・実施設計業務

イ 業務内容

平成 27 年 3 月に守山市教育委員会が策定した、「守山市立図書館整備基本計画書」(別添資料 10 参照、以下「基本計画書」という。)に基づき、「本と人が出会い、人と人がつながる知の広場」を基本コンセプトに、市民の情報の拠点として『本の森』をイメージした新しい図書館整備を推進するために必要な以下の設計業務等を委託する。なお、本設計は、基本設計および実施設計業務とし、設計者を選定後、具体的な設計を開始する。

[委託する設計業務対象工事]

(7) 基本・実施設計業務

- ①新館建築工事（建築・電気設備・機械設備）
- ②既存施設解体工事（建築物および外構）
- ③外構工事（目田川区域除く）

(4) その他関連業務

- ①新図書館改築工事と関連する目田川区域の改修構想案の作成（改修構想案の作成対象範囲は別添資料3「設計範囲及び提案範囲図」参照）
- ②その他、仮設図書館改修等に係る設計業務等

ウ 業務条件

- (7) 予定工事費については、今後の社会情勢により変動する可能性があるが、現時点では、図書館の改築工事に係る事業費として総額約 20 億 6 千万円（消費税および地方消費税額を含む）を目途とし、新図書館に求められる機能を維持しつつ、可能な限り工事費の縮減を図ること。
- (4) ほほえみセンター敷地も含め提案を求めため、別添資料3「設計範囲及び提案範囲図」に示す「敷地境界設定可能範囲」内で新図書館との敷地境界を任意に設定するとともに、ほほえみセンター内の多目的グラウンドについては現施設と同規模のものを、「設計範囲」内に確保すること。また、敷地設定後、ほほえみセンターが法令上適切である旨を確認すること。
- (ウ) 目田川区域を含む提案を求めにあたって、提案者は別添資料3「設計範囲及び提案範囲図」に基づき敷地境界を変更することができるものとする。敷地境界の変更に伴い既設水路や河川護岸の工事に必要となる費用は(7)の事業費に含まないものとする。また、これらの改修を行う場合は、必要となる概算費用を算出すること。なお、敷地境界を変更する場合および護岸形状の変更については、河川法等の手続きが必要であるため、留意すること。
- (エ) 敷地内および目田川区域内の樹木を可能な限り活用すること。
- (オ) 新図書館の「図書ゾーン（青少年活動支援ゾーンを含む）」、「文化芸術・市民活動ゾーン」および「カフェ」について、それぞれの管理者と十分に協議するとともに、ワークショップ等により利用者のニーズを適切に反映しつつ、設計を進めること。

エ 履行期間 契約締結日から平成 28 年 10 月 31 日まで

オ 履行場所 守山市守山五丁目地先

カ 業務委託料 95,500 千円（消費税および地方消費税を含む）以下を想定している。

(2) スケジュール（予定）

- ア 参加表明書等の提出期限 平成 27 年 9 月 25 日（金曜日）
- イ 第一次審査 平成 27 年 10 月 6 日（火曜日）
- ウ 第一次審査結果通知（技術提案書等の提出要請） 平成 27 年 10 月 8 日（木曜日）
- エ 技術提案書等の提出期限 平成 27 年 11 月 17 日（火曜日）
- オ 第二次審査 平成 27 年 11 月 29 日（日曜日）
- カ 第二次審査結果通知（契約予定者の特定） 平成 27 年 11 月 30 日（月曜日）

(3) 発注者 守山市長 宮本 和宏

(4) 事務局

守山市教育委員会事務局図書館整備準備室（守山市役所庁舎東棟 2 階教育総務課内）

住所：〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

電話番号：077-582-1140・077-582-1112（教育総務課）

ファックス番号：077-582-9441

メールアドレス：kyoisomu@city.moriyama.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.moriyama.lg.jp/>

4 参加表明書等の提出について

(1) 参加表明書等の提出方法

ア 提出方法

郵送（簡易書留郵便）、宅配便または持参により提出すること。

（郵送または宅配便による場合は、提出期限内に必着とする。）

イ 提出書類

- (ア) 参加表明書兼誓約書（様式 1）
- (イ) 業務実施体制（様式 2）
- (ウ) 協力事務所（様式 3）
- (エ) 各技術者の経歴書等（様式 4）
- (オ) 事務所の業務実績および配置技術者の受賞実績（様式 5）
- (カ) 業務実績の詳述（様式 6）
- (キ) 業務の実施方針等（様式 7）
- (ク) 守山市立図書館の整備に対する考え方（様式 8）

ウ 添付書類

- (ア) 委任状（本店以外の支店等から参加する場合に添付する。参考資料「委任状」をもとに作成すること。）

- (イ) 登記事項証明書の写しおよび定款
- (ウ) 建築士事務所登録証明書の写し
- (エ) 設計共同企業体協定書の写し（単体企業による参加の場合は不要。協定書については、参考資料「設計共同企業体協定書」をもとに作成すること。）
- (オ) 役職員名簿（設計共同企業体により参加の場合は、構成員毎に作成すること。）
- (カ) 納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書）の写し
 - ① 国 税 ： 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）
 - ② 都道府県税：法人都道府県民税、法人事業税
 - ③ 市町村税 ： 法人市町村民税、固定資産税

注1：「平成27年度守山市建設工事請負業者等受付名簿」に登録を有する者については、添付書類の提出は不要とする。ただし、設計共同企業体により参加する場合は設計共同企業体協定書の写しの提出は必要である。

注2：登記事項証明書、建築士事務所登録証明書および納税関係証明書の各写しについては、本プロポーザル手続開始の公告をした日の前日において発行後3か月以内のものに限る。

注3：納税関係証明書について

- ・ 国税については、免税業者についても提出すること。
- ・ 本店以外の支店等から参加する場合は、本店および支店等の両方の証明書を提出すること。
- ・ 設計共同企業体により参加する場合は、すべての構成員（協力事務所を除く）の証明書を提出すること。
- ・ 証明書を発行する公共団体において、完納証明書等（未納の税額がないこと）の書式発行がない場合は、直近年度分の納税証明書を提出すること。

エ 提出期限 平成27年9月25日（金曜日）午後5時まで

オ 提出部数：正本1部、副本20部（左上ステープラ綴じ。）

副本における様式1については写しとする。

添付書類は正本1部（左上ステープラ綴じ。）

(2) 提出先

上記3(4)に記載の事務局に同じ。

(3) 参加表明書等の作成および記載上の留意事項

ア 参加表明書等の作成方法

参加表明書等の様式は、様式1から様式8に示すとおりとする。

イ 同一企業の本社及び支店等を含め、重複申込を認めない。

ウ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

エ 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項																
参加表明書兼誓約書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・本プロポーザルに参加する者は、住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。 ・設計共同企業体（以下「設計JV」という。）として参加する場合は、設計JV名と、代表構成員およびその他の構成員全ての住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印及び代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。 ・参加表明書兼誓約書の作成者の氏名、連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を記載する。 																
業務実施体制 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者および各担当主任技術者（意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者、造園担当主任技術者）について氏名、保有する資格、所属を記載する。なお、主任技術者とは管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担うものをいう。管理技術者および各担当主任技術者はそれぞれを兼ねることはできない。 ・保有する資格は、次の表による。複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格を記載する。 <p>【表】</p> <table border="1" data-bbox="448 1395 1401 1832"> <thead> <tr> <th colspan="2">分野</th> <th>資格一覧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建築</td> <td>意匠</td> <td>一級建築士</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>構造設計一級建築士・一級建築士・建築構造士</td> </tr> <tr> <td>積算</td> <td>一級建築士・建築積算士・建築コスト管理士</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気設備</td> <td>設備設計一級建築士・建築設備士・一級建築士・技術士（電気電子）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機械設備</td> <td>設備設計一級建築士・建築設備士・一級建築士・技術士（衛生工学）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。</p> <p>※造園担当主任技術者の資格については任意に記載する。</p>	分野		資格一覧	建築	意匠	一級建築士	構造	構造設計一級建築士・一級建築士・建築構造士	積算	一級建築士・建築積算士・建築コスト管理士	電気設備		設備設計一級建築士・建築設備士・一級建築士・技術士（電気電子）	機械設備		設備設計一級建築士・建築設備士・一級建築士・技術士（衛生工学）
分野		資格一覧															
建築	意匠	一級建築士															
	構造	構造設計一級建築士・一級建築士・建築構造士															
	積算	一級建築士・建築積算士・建築コスト管理士															
電気設備		設備設計一級建築士・建築設備士・一級建築士・技術士（電気電子）															
機械設備		設備設計一級建築士・建築設備士・一級建築士・技術士（衛生工学）															

	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の分野を担当する職員については最も専門とする分野に記載する。 ・参加表明書等の提出者以外の協力事務所等に所属する者を担当主任技術者とする場合には、その協力事務所について記載する。 ・事務所および協力事務所の組織体制として、代表構成員、その他の構成員、協力事務所に所属する各分野の各資格を保有する職員の人数を記載する。 ・協力事務所の職員数は（ ）内書きで記載する。 (例) 総人数 10 人のうち 3 人が協力事務所の場合→10 (3) 人
協力事務所 (様式 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の一部を再委託する協力事務所の名称、所在地、代表者名、本設計業務にかかわる担当予定者数、協力を受ける業務内容等を記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
各技術者の経歴書等 (様式 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者について、各様式に記載する。 ・管理技術者および構造担当主任技術者の保有資格は、要件となっている一級建築士の資格について記載し、その証跡の写しを添付する。 ・電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者の保有資格は、一級建築士または建築設備士の資格について記載し、その証跡の写しを添付する。 ・各技術者の同種・類似業務実績を記載する。なお、同種・類似業務実績は、以下の要件をすべて満たすこと（以下の要件を満たす業務実績のうち図書館に関する建築設計業務を「同種業務」、美術館もしくは博物館に関する建築設計業務を「類似業務」という。） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 用途が国内外の図書館または美術館もしくは博物館の建築物で、延床面積が 2,000 m²以上（設計対象部分の面積（複合施設の場合は、設計対象とする用途部分の面積）に限る。以下同じ。）の新築、増築または改築の建築設計業務（ただし設計意図伝達の業務を除く）であること。 (イ) 平成 17 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに設計業務が完了していること。 (ウ) 単体もしくは設計 JV の代表構成員で受託した業務であること。 ・延床面積が 4,000 m²以上のものを優先して記載する。 ・各技術者が該当する業務に従事した際の立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者）を区別して記載する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・欄が足りなくなった場合は、適宜欄を追加して記載する。その場合ページが複数にわたってもよい。
事務所の業務実績および配置技術者の受賞実績 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所実績について、事務所の保有する同種業務・類似業務の業務実績について記載し、実施したことが確認できる資料を添付する。 ・配置技術者の受賞実績について、様式2「業務実施体制」に記載した技術者（協力事務所に所属する者を除く）が受賞した各種受賞実績（建築物として施工されたもののみを評価対象とする）を記載する。賞状の写し、掲載雑誌の写し等、受賞実績・受賞者が確認できる資料を添付する。
業務実績の詳述 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の業務実績について、施設概要、設計コンセプト、写真等を記載する。 ・記載の対象とする実績については、様式5「事務所の業務実績および配置技術者の受賞実績」に記載した事務所の実績とし、記載できる実績は同種・類似業務から優先して3件までとする。 ・A4版・縦づかいとし、実績1件につき片面1枚に記載する。 ・業務実績の概要等を記載するにあたって、提案者を特定できる表現（事務所名やロゴなど）を記載しない。 ・記載した実績に係る契約書の写し、面積規模・構造のわかる書類、を添付する。
業務の実施方針等 (様式7)	<ul style="list-style-type: none"> ・本設計業務にあたっての実施方針、実施フローおよび工程表について、A3版・横づかいで片面1枚に記載する。 ・実施方針には、本設計業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務上の配慮事項等を簡潔に記載する。 ・ワークショップ等、利用者のニーズや意見を把握し、情報・イメージを共有し、集約・調整して設計に反映させていく方法および設計業務の工程管理方法についても記載する。
守山市立図書館の整備に対する考え方 (様式8)	<ul style="list-style-type: none"> ・守山市立図書館の整備に対する考え方について、基本計画書および別添資料11「基本計画書追加資料」を熟読のうえ記載する。 ・正本はA2版・横づかいで片面1枚とし、副本はA3版に縮小し提出する。レイアウトは自由とする。ただし、提案者を特定できる表現（事務所名やロゴなど）を記載しない。パネル化は不可とする。 ・別途、PDFデータを保存したCD-Rを1枚提出する。 ・概念図、図表、写真を用いることは支障ないが詳細設計でないこと。

5 技術提案書等の提出について

(1) 技術提案書等の提出方法

ア 提出方法

郵送（簡易書留郵便）、宅配便または持参により提出すること。

（郵送または宅配便による場合は、提出期限内に必着とする。）

イ 提出書類

(ア) 技術提案提出書（様式 9）

(イ) 特定テーマに対する技術提案書（様式 10）

(ウ) 見積書（様式 11）

ウ 提出期限

平成 27 年 11 月 17 日（火曜日）午後 5 時まで

エ 提出部数

正本 1 部、副本 20 部（左上ステープラ綴じ）とする。

副本における様式 9 については写しとする。

(2) 提出先

上記 3 (4) に記載の事務局に同じ。

(3) 技術提案を求めるテーマ（特定テーマ）

技術提案を求めるテーマは以下のア～エとする。基本計画書および別添資料 11「基本計画書追加資料」を熟読のうえ、様式 10「特定テーマに対する技術提案書」を作成し、様式 9「技術提案提出書」および様式 11「見積書」を添えて提出すること。

ア 特定テーマ①：基本コンセプトを実現するための方策

新図書館の基本コンセプト「本と人が出会い、人と人がつながる知の広場」（基本計画書 24 頁）を実現するための方策について、基本計画書に示す「コンセプトを実現するための柱」（以下参照）に沿って提案すること。

【コンセプトを実現するための柱】（基本計画書 26 頁）

(ア) 本と出会い、心豊かに過ごせる図書館

(イ) 多くの人が集い地域の活力となる図書館

(ウ) 人と人がつながる図書館

イ 特定テーマ②：ゾーニングおよび動線計画の考え方

基本コンセプトを実現するためのゾーニングおよび動線計画を提案すること。

(ア) ゾーニングについては、以下の点に留意して提案すること。

① ゾーンの機能性や空間の魅力を最大限に発揮でき、かつ各ゾーンの連携を図りやすい配置を提案すること。

- ② 目田川に隣接した立地条件を活かし、周辺施設と一体的に活用できる魅力ある新図書館が実現する配置を提案すること。
 - ③ 基本計画書に示す「図書ゾーン（青少年活動支援ゾーンを含む）」、「文化芸術・市民活動支援ゾーン」および「カフェ」について、それぞれ別々に管理運営できるようにすること。
 - ④ 新図書館の延床面積は、基本計画書のゾーン別の整備内容の面積目安を基本とするが、基本計画書に示す要件を満たし、かつ、提案内容に合理性があると認められる限りにおいて、「エ 設計および工法等に関する技術提案」との整合性の確保の観点から諸室面積を削減することを可とする。
- (イ) 動線計画については、歩行者、自転車、自動車、バックヤード等の動線について、目田川や成人病センター、運動公園等の周辺環境も踏まえ、快適性や利便性、効率性に十分に配慮すること。

ウ 特定テーマ③：空間づくりに関する技術提案

別添資料 11「基本計画書追加資料」に示す 4 つの「整備をめざす図書館のイメージ」を具現化する空間づくりについて提案すること。

エ 特定テーマ④：設計および工法に関する技術提案

次に示す新図書館の設計および工法に関する課題について技術提案を行うこと。

- (ア) コンセプトを実現するための構造形式、階数および配置について、法的要件、用途特性、工事工期を加味して提案すること。
- (イ) 建設コストの動向が不安定な状況下で、工期内および予算の範囲内で工事を完了するための設計、工法、コスト管理体制およびコスト縮減等の方策について具体的に提案すること。また実施設計段階で予算の範囲を超えることが確認された場合の設計者としての対応に関する考え方を示すこと。

(4) 技術提案書等の作成および記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案提出書 (様式 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書等を提出する者は、住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。 ・設計共同企業体（以下「設計 JV」という。）として参加する場合は、設計 JV 名と、代表構成員およびその他の構成員全ての住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印及び代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。 ・技術提案書等の作成者の氏名、連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を記載する。

<p>特定テーマに対する技術提案書 (様式 10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定テーマ（ア～エ）に対する技術提案について記載する。 ・ 概念図、概略プラン、内観・外観パース、図表、写真などを用いて提案する。ただし詳細設計でないこと。 ・ 記載できる枚数は全体で片面 2 枚までとする。 ・ 各テーマの記載配分、配置は任意とする。 ・ 正本は A1 版・横づかいとし、副本は A3 版に縮小し提出する。正本はパネル化すること。 ・ 別途、PDF データを保存した CD-R を 1 枚提出する。 ・ 様式については、一般に公開することに留意する。また、事務所がわからないよう、事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しない。 ・ 目田川区域を含め提案を行う。成人病センター敷地と連結する通路に必要となる費用および既設水路や河川護岸に変更を加える必要がある場合に必要となる費用については、提案書に概算費用を記載する。
<p>見積書 (様式 11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の結果、契約予定者と特定された場合は、本見積書に記載された金額が契約金額となることから、本要項、別添資料 5 「守山市建築設計委託業務共通仕様書」 および別添資料 6 「設計委託業務特記仕様書」を前提に、参加表明書等および特定テーマに対する技術提案書の内容を精査し、本設計業務に必要な額を見積ること。

6 審査方法等について

(1) 審査委員会

ア 本業務に係る審査委員会として、守山市立図書館設計審査委員会を設置する。

イ 委員（敬称略・五十音順）

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	分 野
今関 信子	守山市図書館協議会委員／児童文学作家	児童文学
岸本 岳文	京都産業大学文化学部客員教授（前滋賀県立図書館長）	図 書 館
清原 健	守山市商工会議所会頭	経 済
高野 隆男	守山市自治連合会会長	地 域
津屋 英未	滋賀県次世代文化芸術センター副代表	文化交流
平尾 和洋	立命館大学理工学部建築都市デザイン学科教授	建 築
藤本 壮介	藤本壮介建築設計事務所主宰／建築家	建 築
布野 修司	日本大学生産工学部建築工学科特任教授（滋賀県立大学前副学長）	建 築

(2) 第一次審査（技術提案書等提出者の選定）

ア 第一次審査の方法

- (ア) 参加表明書等を提出した者について、資格要件および技術提案書等の提出者を選定するための評価基準に基づき、参加表明書等の提出書類について評価を行う。
- (イ) 評価点の高い者から5者程度を技術提案書等の提出者（第一次審査通過者）として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書等の提出要請書を送付する。

イ 第一次審査の評価基準

第一次審査の評価基準は以下のとおりである。

【第一次審査の評価基準】（別添配点表参照）

(3) 第二次審査（契約予定者等の特定）

ア 第二次審査の方法

- (ア) 技術提案書等を提出した者（第一次審査通過者）について、技術提案書を特定するための評価基準に基づき、技術提案書等の提出書類、プレゼンテーションおよびヒアリングについて評価を行う。
- (イ) 評価点の最も高かった者を契約予定者として特定した旨の通知を行うものとする。
- (ウ) 契約予定者が契約できない場合は、評価点が次に高かった者から順に補欠契約予定者とし、補欠契約予定者を順に契約予定者とする。

イ 第二次審査の評価基準

第二次審査の評価基準は以下のとおりである。

【第二次審査の評価基準】（別添配点表参照）

ウ 第二次審査におけるプレゼンテーションおよびヒアリング

第二次審査では、以下のとおりプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

- (ア) 実施場所：守山市内
- (イ) 実施日時：平成27年11月29日（日曜日）
- (ウ) 出席者は、管理技術者および意匠担当主任技術者を含む5名以内（パソコン等の機材の操作者1名を含まない）とし、説明については、管理技術者または意匠担当主任技術者が中心に行うこと。
- (エ) パソコンおよびプロジェクターを使用したプレゼンテーションとする。
- (オ) 原則として技術提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとするが、よりわかりやすく説明するため、補足的に技術提案書を加工してプレゼンテーション用資料を作成することを認める。
- (カ) プレゼンテーションおよびヒアリングについては、公開とする。

(キ) 審査は、非公開とする。

(ク) 場所、日時、その他プレゼンテーション詳細については、第一次審査通過者あてに別途通知する。

(4) 審査結果の通知

ア 第一次審査結果の通知

平成 27 年 10 月 8 日（木曜日）に書面により通知する。

イ 第二次審査結果の通知

平成 27 年 11 月 30 日（月曜日）に書面により通知する。

(5) 非特定理由に関する事項

ア 契約予定者等に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知する。なお、第一次審査の結果、技術提案書等の提出を要請しなかった者についても本項に準じて取扱う。この場合は「特定」とあるものを「選定」と読み替える。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、書面により、守山市長に対し非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりである。

(ア) 受付場所：上記 3 (4) に記載の事務局に同じ

(イ) 受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）

7 その他について

(1) 実施要項の内容についての質問の受付および回答

ア 提出方法：本実施要項、様式および別添資料に関する質問について、様式 12「質問書」に記載し、電子メールにより提出するものとする。

イ 受付部局：上記 3 (4) に記載の事務局に同じ。

ウ 受付期間は、下記の期間とする。

(ア) 参加表明書等に関する質問：公告日から平成 27 年 9 月 9 日（水曜日）午後 5 時まで

(イ) 技術提案書等に関する質問：公告日から平成 27 年 10 月 21 日（水曜日）午後 5 時まで

エ 質問に対する回答は、すべての質問および回答をとりまとめ、上記 3 (4) に記載の事

務局のホームページに掲載する。

オ 質問の最終回答日は下記のとおりとする。

(ア) 参加表明書等に関する質問：平成 27 年 9 月 15 日（火曜日）

(イ) 技術提案書等に関する質問：平成 27 年 10 月 27 日（火曜日）

(2) その他の留意事項

ア 本プロポーザルの参加に関する経費は、参加者の負担とする。ただし、第二次審査の参加者（本業務委託契約者を除く。）には、報償費 20 万円を支払う。

イ 参加表明書等および技術提案書等（以下「提出書類」という。）に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。

ウ 提出書類は返却しない。また、提出書類は、契約予定者等の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、様式 8「守山市立図書館の整備に対する考え方」および様式 10「特定テーマに対する技術提案書」については、一般に公開する。

なお、全ての提出書類は、守山市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となる。

エ 提出書類の提出後において、原則として、提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書等に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の承諾を得なければならない。

オ 本実施要項中の期間等については、土曜日、日曜日および祝日を除く。また、時間帯については、正午から午後 1 時までの時間帯を除く。

カ 契約書作成の要否：要

キ 支払い条件

基本設計および実施設計の各業務完了時において、予算の額を上限として支払うものとする。

ク 履行期限の詳細は別添資料 6「設計委託業務特記仕様書」による。

ケ 本業務委託契約者と工事施工監理業務を別途契約により委託する予定である。

コ 設計者を選定後、発注者、施設管理者等との協議の上、具体的設計を進めるため、特定テーマに対する技術提案について、全てが直接的に具体的設計に反映されるものではない。

以 上